

燃料油価格激変緩和事業について

令和5年11月
資源エネルギー庁

燃料油価格激変緩和事業の見直しのポイント

(2023年8月30日岸田内閣総理大臣記者会見)

- ガソリンなど燃料油の新たな激変緩和措置を9月7日から発動
- 買い控えなど流通の混乱を避けるため段階的に価格を下げ、10月中には、全国平均価格「175円程度」の水準に実現
- 今回の措置を、年内まで講じるとともに、今後とも、国際的なエネルギー価格の動向等を注視しながら、必要な対応を機動的に講じる。

※対象油種はこれまでと同じ

(ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料)

デフレ完全脱却のための総合経済対策（抜粋）（2023年11月2日閣議決定）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

引き続き、国民生活・事業活動を守り抜くための当面の物価高対策に万全を期すとともに、エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組み、脱炭素成長型経済構造への移行を大胆に進める。

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

燃料油価格の激変緩和措置については、エネルギー価格の上昇を踏まえ、2023年9月に緊急措置として同年内まで措置を講じているところ、今般の対策において、困難な状況に直面する家計や価格転嫁が困難な中小企業等の負担が過重なものとならないよう、緊迫化する国際情勢及び原油価格の動向など経済やエネルギーをめぐる情勢等を見極め、柔軟かつ機動的に運用しつつ、措置を2024年4月末まで講ずる（注）。

（注）賃金動向も含めた経済情勢を踏まえつつ、出口を見据えられる状況になった場合には、翌月以降補助率を段階的に（原則月10分の3ずつ）縮小する。

物価高により予期せぬ不足が生じた経費には、引き続き、予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応する。

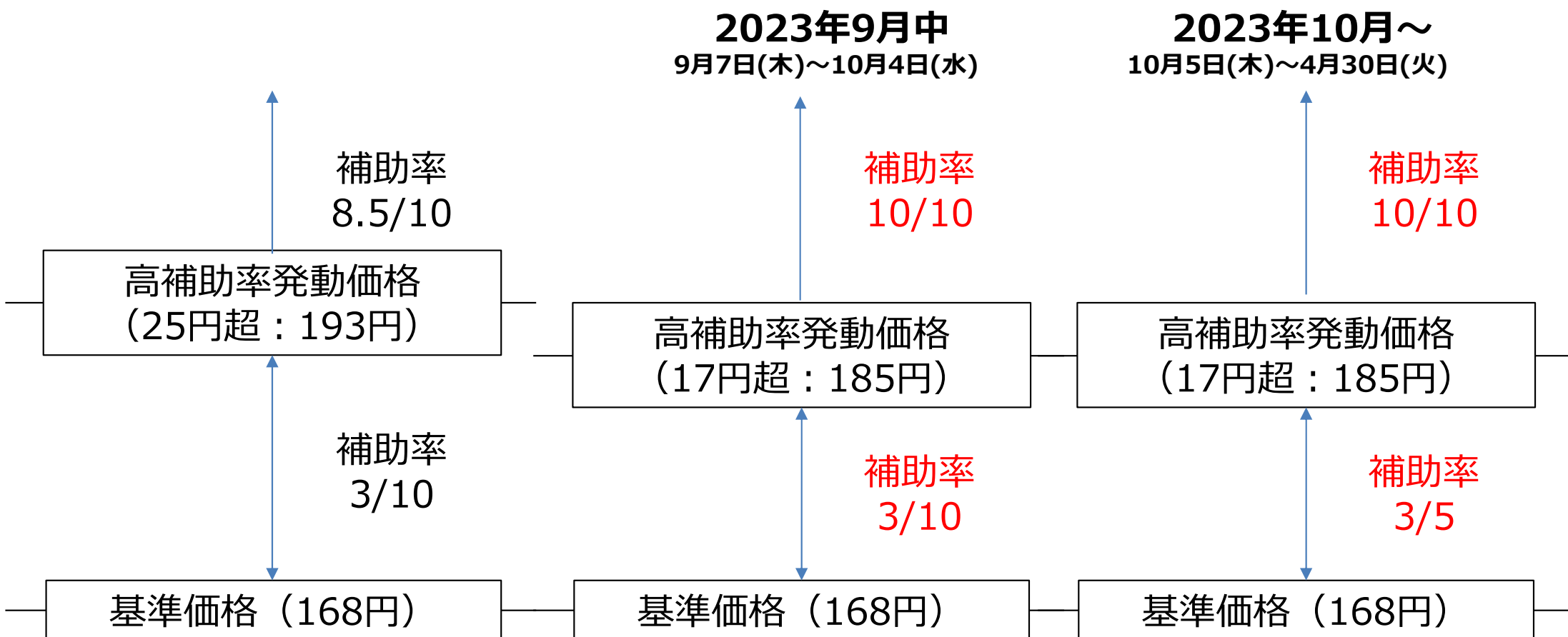
燃料油：現行の制度イメージ

- 185円超の部分は全額補助とし、185円以下の部分は補助率3/5とする。
- 緊迫化する国際情勢及び原油価格の動向など経済やエネルギーをめぐる情勢等を見極め、柔軟かつ機動的に運用しつつ、**措置を2024年4月末まで講ずる**（注）。

(注) 賃金動向も含めた経済情勢を踏まえつつ、出口を見据えられる状況になった場合には、翌月以降補助率を段階的に(原則月10分の3ずつ)縮小する。

見直し前の制度イメージ

現行の制度イメージ



(参考) 燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給対象期間	2022年 1月27日～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日～9月末	～12月末	2023年1月～		
					1～5月	6月以降	9月以降
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月までは補助上限額をゆるやかに調整 ※補助上限を35円から25円まで毎月2円ずつ引き下げ	6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化 ※25円以下の部分は、補助率を2週ごとに1/10ずつ引き下げ、25円超の部分は、補助率を2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ	17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5 ※流通の混乱を防ぐ観点から、9月の補助率は3/10とし、10月以降は補助率を3/5とする
基準価格	170円 (4週ごとに1円切り上げ)	172円	168円				
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料				
予算	令和3年度補正予算等：893億円 令和3年度予備費等：3,580億円		令和4年度予備費：2,774億円 令和4年度補正予算：1兆1,655億円	令和4年度予備費：1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円 令和5年度補正予算：1,532億円		